

地域未来投資促進法 「課税の特例」の確認について

2022年4月

【お問い合わせ先】

経済産業省北海道経済産業局

地域経済部 地域未来投資促進室（佐々木・大友）

E-mail : hokkaido-mirai@meti.go.jp

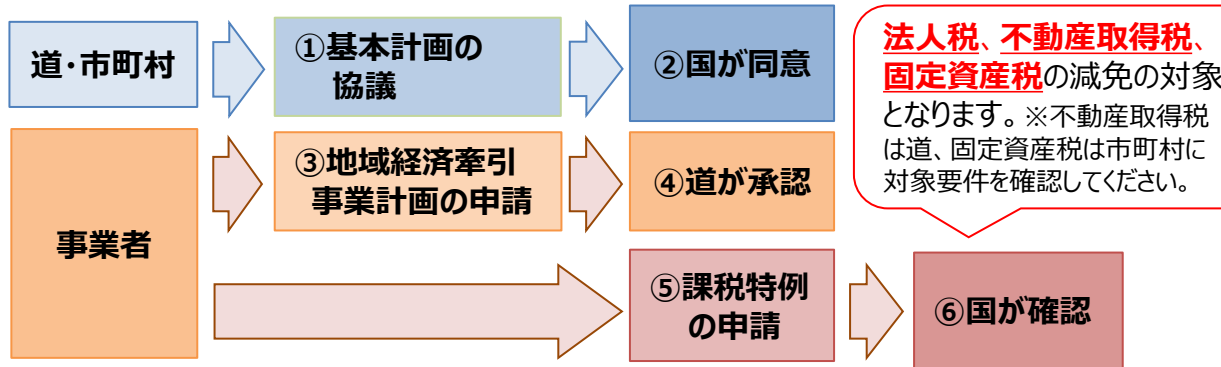
電話 : 011-709-2311（内線2552、2553）

1. 「課税の特例」の手続き

※申請を希望される場合、事前に当局にお問い合わせ下さい

- 地域の強み(産業集積、観光資源、特産物、技術等)を活かした先進的な事業に係る投資に対して、課税の特例の対象となる。

課税の特例申請スキーム 【適用期間：2022度末まで】



課税の特例措置の適用要件

①先進性を有すること

【通常類型】労働生産性の伸び率 4 %以上 **又は** 投資収益率 5 %以上

【サプライチェーン類期】

- ・海外への生産拠点の集中の程度が50%以上の製品を製造
- ・事業を実施する都道府県内の取引額の増加率が5%以上 等

②総投資額が2,000万円以上であること

③前事業年度の減価償却費の10%以上の投資額であること

④対象事業の売上高伸び率 \geq 過去5事業年度の対象事業に係る市場規模の伸び率 + 5%
かつ対象事業の売上高伸び率 (%) がゼロを上回ること

< 上乗せ要件 > (2019年4月1日以降に地域経済牽引事業計画の承認を受けた場合に限り)

⑤直近事業年度の付加価値額増加率が 8 %以上

⑥労働生産性の伸び率が 4 %以上 **かつ** 投資収益率が 5 %以上

【法人税】課税の特例の対象となる設備・内容

承認された地域経済牽引事業計画に基づいて行う設備投資に係る減税措置を講じる。

(特別償却または税額控除どちらか選択)

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	40%	4%
<u>上乗せ要件を満たす場合</u>	50%	5%
建物・附属設備・構築物	20%	2%

- ※対象資産の取得価額の合計額のうち、本税制の支援対象となる金額は**80億円／事業を限度**とする。
- ※特別償却は、限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌事業年度に繰り越すことができる。
- ※税額控除は、その事業年度の法人税額又は所得税額の**20%までが上限**となる。

【「課税特例の確認」を複数回申請する際の注意】

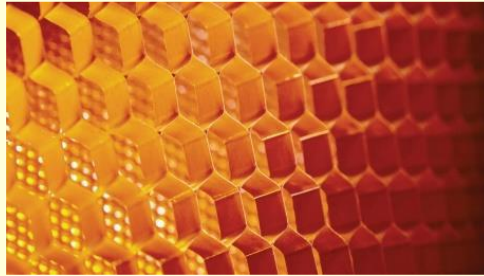
他の地域経済牽引事業計画 (A)に基づいて、「先進性」の確認 (a) を受けている場合には、(A)の計画期間中は、(A)と同じ都道府県内の地域経済牽引事業計画(B)に基づく、「先進性」の確認 (b) を受けることはできないので、ご注意ください。

2. 「課税の特例」の確認を受けた事業の例

<道外事業者の立地の例>

デュポン日本製紙パピリア合同会社（本社：東京都）

- ・苫小牧市に、高機能材料「ノーメックス®紙」の生産設備を設置。
- ・電気自動車等の電動部品や、航空機の内外装の構造材として使用される見込み。



ノーメックス®

【稼働時期】 2021年5月

八海醸造(株)（本社：新潟県）

- ・ニセコ町に、(株)ニセコ蒸留所を設立し、ウイスキーやジンの製造を行う。
- ・地元木材による蒸留所建設。
- ・地元農産物や日本酒製造の副産物を原料使用することを計画。
- ・観光拠点としての販売所を併設。



蒸留所・貯蔵庫（イメージ図）

【稼働時期】 2021年3月

<工場新設の例>

(株)ダイナックス（本社：千歳市）

- ・湿式クラッチディスク生産拠点がある苫小牧工場（苫小牧市）に、新工場を建設。
- ・高性能クラッチディスクを増産する。



ダイナックス 新工場



クラッチディスク

【稼働時期】 2021年度
【総投資額】 約63億円

<規制の特例措置を活用した例>

サンマルコ食品(株)（本社：札幌市）

- ・コロッケの製造を行う恵庭工場に、増産する新棟を建設。
- ・恵庭市が地域未来投資促進法に基づいて緑地面積率を緩和した敷地を利用。



恵庭工場

【稼働時期】 2020年3月
【総投資額】 約40億円

3. 「課税の特例」関連手続きのスケジュール

「地域経済牽引事業計画」の承認（提出先：北海道 経済部 産業振興課）
（注意）承認の前に着工した建物・附帯設備・構築物は対象になりません

- ③確認申請までに、**必ず**北海道知事の承認を受けることが必要
※地域経済牽引事業計画の作成は、同ガイドラインを参照（https://www.hkd.meti.go.jp/hoksr/chiiki_mirai/index.htm#c03）

①「課税の特例」の確認申請書の作成
主務大臣把握のための事前締切り（事前登録）（連絡先：北海道経済産業局）
（注意）事前相談を行わないと、確認申請書の提出はできません

- ・地域経済牽引事業計画の承認後（または同時に）、確認申請書の作成に着手（作成は上記ガイドラインを参照）。
- ・**確認申請の期限の1か月前頃**、主務大臣を決定するための「事前締切り」
※事前締切りの期限までに、確認申請書（ドラフト）をお送りください。申請書を作成していない場合には、申請することを連絡（様式なし）
- ・主務大臣の確定後、当局から事業者へお知らせします（③の期限の1週間前頃）。
※主務大臣は、関係省庁（総務、財務、厚労、農水、国交、環境）のうち、事業内容を所管・関連する大臣

②確認申請書の提出（提出先：北海道経済産業局）

- ・有識者による外部評価委員会で、「先進性」等を審査

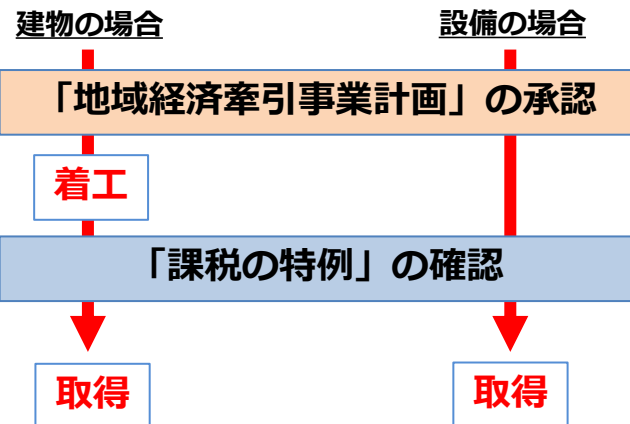
③「課税の特例」の確認
（注意）確認の前に取得した資産は対象になりません

- ・後日、確認通知を送付。

減税の手続き（申告先：所轄の税務署、自治体の担当窓口）

- ・対象資産を事業の用に供した日*以降、申告先にて手続き。
※一般的にはその減価償却資産のもつ属性に従って本来の目的のために使用を開始するに至った日

（注意）「着工」と「取得」の時期を踏まえて、余裕をもって、承認と確認の申請準備を進めてください。



4. 「課税の特例」確認申請の手続きについて①

●申請先（相談窓口）

経済産業省北海道経済産業局 地域経済部 地域未来投資促進室（担当：佐々木、大友）

E-mail : hokkaido-mirai@meti.go.jp / TEL : 011-709-1782

●申請時期

減価償却資産の「取得」までに、「確認」を受けてください。

※取得とは、一般的に所有権移転を指します。個別ケースにより異なるため、所轄の税務署に確認してください。

（注）確認申請の前までに、必ず「地域経済牽引事業計画」の承認を受けてください。

※「地域経済牽引事業計画」の承認時から、事業計画に変更があった場合、同計画の変更が必要になることがありますので、余裕をもって申請準備を行って下さい。

●申請スケジュール

令和4年度の申請期限は、第29回：**4/15**（確認日：6/30）、第30回：**6/30**（同：9/16）、第31回：**9/30**（同：12/9）、第32回：**12/23**（同：3/10）を予定しております。

※最新の申請スケジュールは、[北海道経済産業局ホームページ](https://www.hkd.meti.go.jp/hoksr/chiiki_mirai/index.htm#c05)で確認してください。

https://www.hkd.meti.go.jp/hoksr/chiiki_mirai/index.htm#c05

●対象資産

法人税法施行令第13条の「建物及びその附属設備」「構築物」「機械及び装置」「器具及び備品」（新品に限る。貸付けする資産は除く。）

●措置の内容（特別償却または税額控除）

要件や特別償却・税額控除の計算方法等の詳細は、[国税庁ホームページ](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5436.htm)を確認してください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5436.htm>

4. 「課税の特例」確認申請の手続きについて②

●申請書類

- ① 確認申請書【様式 1】
- ② 労働生産性の伸び率根拠【別紙1-1】 または 投資収益率根拠【別紙1-2】
- ③ 売上高及び市場の規模の伸び率算定シート【参考 1】
- ④ ③の市場の規模の出典資料
- ⑤ 決算書（設立直後で決算書がない場合は、履歴事項全部証明書）
※①の減価償却費、付加価値額の根拠資料
- ⑥ 地域経済牽引事業計画（変更した場合は、すべて）
- ⑦ ⑥の承認書（変更した場合は、すべて）

【上乗せ要件を満たす場合】

- ⑦ 付加価値額増加率算出シート【参考 2】
- ⑧ 労働生産性の伸び率根拠【別紙1-1】
- ⑨ 投資収益率根拠【別紙1-2】

※様式や別紙、参考のフォーマットは、当局HPからダウンロードしてください。

https://www.hkd.meti.go.jp/hoksr/chiiki_mirai/index.htm#c05

●他の支援制度との併用

- ・原則、補助金等との他の支援制度との併用が可能です（他の税制との併用不可）。
- 他の支援制度が併用を不可としている場合がありますので、併用される際は事前に確認してください。